

I 基本的事項

本市のごみ処理に関する基本理念・基本方針、本市の現状とごみ処理に関する課題を示します。これは、「II ごみ処理基本計画」に示す、今後の具体的な3Rの推進、減量化・資源化、適正処理の内容の前提となる基本的事項です。

第1章 基本理念・方針

1 計画改定の趣旨

本市では、昭和 63 年 3 月に「適正処理の推進」「生活環境の保全」「資源化と有効利用の促進」などを基本方針とする一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下、「ごみ処理基本計画」という。)を策定しました。その後、平成 8 年 3 月に、容器包装リサイクル制度への対応や「埋立依存型」からの脱却などを踏まえたごみ処理基本計画に改定し、平成 15 年 3 月には、平成 13 年度から実施した「4分別収集」のほか、新たな資源化策により減量化・資源化を目指すごみ処理基本計画に改定しました。

平成 23 年 3 月に策定した現行のごみ処理基本計画は、『未来へつなぐ“循環型都市よこすか”の創造』を基本理念に掲げ、具体的な減量化・資源化策を進めて目標の実現を目指していますが、近年のごみ処理量からは計画目標値の達成が難しい状況にあります。

国においては、平成 25 年 4 月 1 日付で使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。)が施行され、平成 25 年 5 月に『循環を質の面からも捉え、廃棄物等を貴重な資源やエネルギーとして一層有効活用して、天然資源の消費を抑制する』とする「第三次循環型社会形成推進基本計画」の公表、平成 28 年 1 月に循環型社会への転換をさらに進める必要性を明記した、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)第 5 条の 2 に規定する「基本方針」が改正されました。

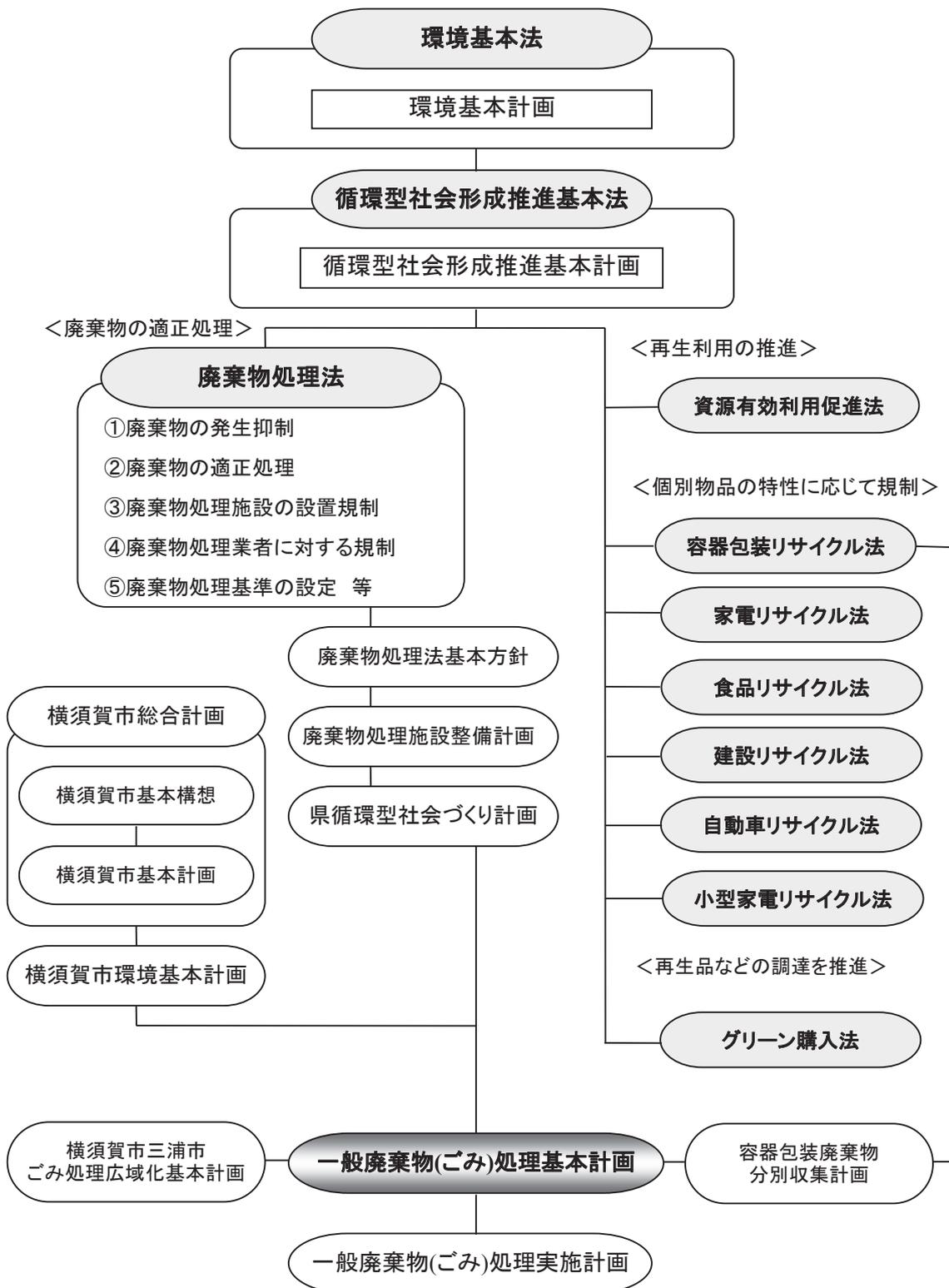
また、「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」に基づき建設を進めている横須賀ごみ処理施設の整備状況なども踏まえ、本市のごみ処理基本計画を見直し改定するものです。

2 計画の位置付け

ごみ処理基本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づき、長期的視点に立った本市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画であって、「一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み」「一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」「分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分」「一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項」などを定めるものです。また、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成 5 年条例第 21 号。以下「条例」という。)第 6 条に、市長は、一般廃棄物処理計画を定めると規定しています。

その他、地方自治法に定める「横須賀市基本構想」に即して計画するとともに、「横須賀市基本計画」や「横須賀市環境基本計画」などの本市総合計画、並びに環境関係諸計画とも整合を図るものです。

◆ 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画と他の計画との関係



3 計画の基本理念と基本方針

〔基本理念〕

未来へつなぐ“循環型都市よこすか”の創造

ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進めることによって、ごみの減量化を進めます。

やむを得ずごみを排出する場合は分別排出を徹底し、出されたごみは処理の効率性を考慮しながらできるだけ資源化し、最終的には適正に処分を行う「循環型都市」を創造していきます。

市民・事業者・行政が協働して、これらを推進していくことにより、天然資源の消費や処理に伴う環境負荷をできる限り少なくし、自然と共生した持続可能な社会の実現を目指します。

〔基本方針〕

基本理念を実現するため、以下の方針によって、ごみ処理施策を実施し、計画を推進していきます。

第1：発生抑制（リデュース）

生産、流通、販売、消費という物の流れの各段階において、ごみが発生することを抑えます。

第2：再使用（リユース）

いったん使用されたものも再び使用することで、ごみとして排出されることを抑えます。

第3：再生利用（リサイクル）

家庭および事業所で発生したごみは、再生利用によりできる限り減量化・資源化を図ります。また、そのため、リサイクル品の利用も促進します。

第4：熱回収（サーマルリサイクル）

リユース、リサイクルした後のごみを焼却し、発電などにより熱エネルギーを回収利用します。

第5：適正処分

最終的に処分すべき廃棄物の減量化を図った後、環境保全を前提として適正に処分します。

『循環型社会』とは

循環型社会形成推進基本法では、以下のように定義されています。

- 1) 製品等が廃棄物等となることを抑制
- 2) 排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用
- 3) どうしても利用できないものは適正に処分

という手段・方法によって実現される、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた循環型社会の実現を目指します。

『循環型社会形成に向けた現状と課題』

平成 23 年度の我が国における物質フロー全体を平成 12 年度と比較してみると、産業又は生活のために新たに投入される天然資源などの量は、およそ 3 分の 2 に減少し、循環利用される物質の量は約 1 割増加しており、循環型社会に向けて進みつつあります。

他方、再生利用されずに処分場に埋め立てられた金属系廃棄物の量や、使われなまま家庭で保管されている製品も相当数に上るといわれています。

また、東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となり、環境保全と国民の安全・安心をしっかりと確保した上で循環資源の利用を行うことが今まで以上に求められています。

このように、我が国における循環型社会の形成に向けた取組については、廃棄物等の発生抑制と循環利用などを通じた埋立量の削減に加え、天然資源の投入量の継続的な抑制に伴う環境負荷の低減、有用金属のリサイクルによる資源確保、循環資源・バイオマス資源のエネルギー利用、安全・安心の確保など、循環の質にも着目した取組を進めるべき段階に来ているといえます。

(「環境白書」平成 26 年版を基に作成)

4 重点施策

前項に掲げる基本理念を実現するために、基本方針に沿って重点的に推進する施策は、次のとおりです。

- ① ごみ処理広域化計画による施設整備の推進
- ② 継続的な減量化・資源化啓発事業の実施
- ③ 植木剪定枝等新規資源化策の実施

5 計画期間（計画の目標年度）

平成 29 年度（2017 年度）～平成 33 年度（2021 年度）

国の示す「ごみ処理基本計画策定指針」では、10～15 年間の長期的視点の計画とされており、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととされています。

本計画の改定はこの中間見直しにあたりますが、目標年度は引き続き平成 33 年度とし、同時期に策定された「横須賀市基本計画（2011～2021）」、「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」と整合を図っています。

6 将来人口の推計

横須賀市の将来推計人口については、横須賀市都市政策研究所が平成 26 年 5 月に行った人口推計によります。「横須賀市基本計画（2011～2021）」は、平成 20 年 1 月に行った将来推計人口を計画の条件としていますが、本計画の見直しに当たっては直近の計数を用いた将来推計人口を用います。

そこでは、住民基本台帳人口を基準にした推計を行い、計画最終年度である平成 33 年度の総人口の見込みを 394,100 人とし、本市の人口は減少が続くと予測しています。

7 計画の進行管理

ごみの排出・処理量、資源化率等の数値目標のほか、国の示す「ごみ処理基本計画策定指針」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システム指針」などにより、計画見直しのための評価指標を設定します。

また、市民・学識経験者・事業者団体代表等からなり、計画改定審議を行った「横須賀市廃棄物減量等推進審議会」において、評価指標を基に、継続的に計画達成状況を評価し、計画の進行管理を行っていきます。